

特殊詐欺の被害回復について

大阪弁護士会 民暴委員会委員

関西中央法律事務所 弁護士 阪本 敬幸

1. はじめに

特殊詐欺が大きな問題と認識されるようになってから20年ほど経つでしょうか。当初、「オレオレ詐欺」が有名でしたね。特殊詐欺は未だに続いており、令和元年の状況をみると、認知件数は約1万7000件、被害額は300億円以上、1件当たりの平均被害額は200万円近くになります。

こうした特殊詐欺の被害回復方法について、少し確認してみましょう。

2. 損害賠償請求

特殊詐欺は、複数のメンバーにより実行され、各メンバーの実行する犯罪行為は、全体の一部です。しかし詐欺行為を実行したメンバーは、共同不法行為（民法719条）として、各自が、被害者に生じた損害全額についての損害賠償責任を負います。刑事事件に伴う損害賠償のための制度として、刑事訴訟の中で損害賠償についての審理を行う損害賠償命令制度もあります。

もっとも、詐欺行為関与メンバーのうち、末端の「出し子」「受け子」らは若く資産も有していない者であることが多く、彼らに損害賠償請求をしたところで、実際に支払を受けられる見込みは非常に低いです。

暴力団組員の不法行為に関して、組長に対し使用者責任（民法715条）に基づく損害賠償責任認めた判例や、暴力団組員が特殊詐欺に関わった事案において暴対法31条の2に基づき組長の損害賠償責任を認めた裁判例もあり、過去の本コーナーでも紹介いたしました¹。

3. 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律、組織犯罪処罰法

¹ 組長に使用者責任を認めた判例

https://www.boutsui-osaka.or.jp/pdf/column/201812_lawyer_column.pdf

組長に暴対法31条の2に基づく責任を認めた判例

https://www.boutsui-osaka.or.jp/pdf/column/201910_lawyer_column.pdf

https://www.boutsui-osaka.or.jp/pdf/column/202005_lawyer_column.pdf

組織犯罪処罰法13条では、特殊詐欺のように組織的な財産犯等の犯罪が行われた場合、裁判の中で犯人から犯罪収益財産を没収・追徴することができるかとされています。

このようにして犯人から剥奪した「犯罪被害財産」を金銭化して「給付資金」として保管し、そこからその事件により被害を受けた方に給付金を支給する制度が「被害回復給付金支給制度」で、「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」において定められています。支給対象となる犯罪の被害者は、検察官に対して申請することにより、給付を受けられます。

支給対象となれば一定の給付が受けられるのですが、犯罪被害財産を複数の被害者に給付するため一人当たりの給付額は少額になりがちですし、犯罪被害財産が存在しなければ支給手続も開始されません。

4. 振り込め詐欺救済法

振り込め詐欺救済法は、預金口座等が振り込め詐欺等の犯罪に用いられている疑いがあるときに、金融機関が当該預金口座等にかかる取引を停止する措置をとり、預金保険機構による公告を経て当該預金口座等を失権させ、さらに預金保険機構による公告を経て、これを原資として、申請のあった被害者に対し被害回復分配金の支払いを行うという制度です。被害回復分配金の支払を受けようとする被害者は、金融機関に申請することになります。

この制度においても、前記被害回復給付金同様、一人当たりの給付額は少額になりがち、口座にまとまった預金がなければ支給もないという問題があります。

5. 終わりに

以上のように、被害回復制度はいくつかあるのですが、やはり被害回復は非常に困難と言わざるを得ません。まずは、被害にあわないように、よくよく注意することですね。ちなみに、オレオレ詐欺の被害者の約95%は高齢者ということで、やはり加齢とともに騙されやすくなってしまったのでしょうか。今はお若い皆様も、今後十分ご注意ください・・・

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載